

平成30年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成30年 9月 6日 (木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|------|---------|-----------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 議案第 58号 | 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 6 | 議案第 59号 | 平成30年度鹿追町一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程 7 | 議案第 60号 | 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 8 | 議案第 61号 | 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 9 | 議案第 62号 | 平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程10 | 議案第 63号 | 平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程11 | 議案第 64号 | 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程12 | 認定第 1号 | 平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程13 | 認定第 2号 | 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程14 | 認定第 3号 | 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程15 | 認定第 4号 | 平成29年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認 |

定について

- 日程16 認定第 5号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程17 認定第 6号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程18 認定第 7号 平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入
歳出決算認定について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 山口 優子議員 | 2番 武藤 敦則議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 吉田 稔議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 埴渕 賢治議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

- | | |
|----------|-------|
| 町 長 | 吉田 弘志 |
| 農業委員会会長 | 菊池 輝夫 |
| 教育委員会教育長 | 大井 和行 |
| 代表監査委員 | 野村 英雄 |

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

- | | |
|--------|-------|
| 副 町 長 | 松本 新吾 |
| 総務課長 | 喜井 知己 |
| 企画財政課長 | 渡辺 雅人 |
| 町民課長 | 菊池 光浩 |

福祉課長	佐々木 康 人
農業振興課長	菅 原 義 正
商工観光課長	富 樫 靖
建設水道課長	櫻 庭 力
子育てスマイル課長	松 井 裕 二
ジオパーク推進室長	黒 井 敦 志
瓜幕支所長	城 石 賢 一
病院事務長	平 山 宏 照
消防署長	内 海 卓 実
会計管理者	葛 西 浩 二
総務課長補佐兼総務係長	津 川 修
企画財政課財政係長	武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草 野 礼 行
社会教育課長	浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜 山 敏 行
------	---------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂 井 克 巳
書 記	高 瀬 俊 一

平成30年 9月 6日(木曜日) 午前10時00分 開議

○議長(埴淵賢治)

ただ今から平成30年第3回鹿追町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長(埴淵賢治)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、畑久雄議員、4番、台蔵征一議員を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長(埴淵賢治)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの15日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

異議なしと認めます。会期は、本日から9月20日までの15日間と決定をいたしました。

日程3 諸般の報告

○議長(埴淵賢治)

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、お手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。監査委員から5月分、6月分、7月分の出納検査報告書が提出をされました。また、平成29年度鹿追町各会計決算審査に係る意見書が提出をされました。町長から平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出をされました。教育委員会教育長から平成29年度教育委員会の施策、事業の評価調書が提出されました。それぞれの写し、お手元に配布のとおりであります。ご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長(埴淵賢治)

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

平成30年第3回鹿追町議会定例議会が開催をされるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。まずはじめに本日6日、3時8分に起きました地震についての現在把握をしている状況について報告をさせていただきます。本日、3時8分、北海道で震度6等々の地震が起きておりますけれども、本町では震度4ということで観測をしています。現在、ライフラインの状況でありますけれども、北海道電力復旧作業中でありまして、現在の状況では発電所等々の問題ということで早くとも午後3時ごろになるのではないかと情報は入っておりますけれども、おりませんけれども、それ以上のものになれば今日1日かかるのではないかとということであります。水道関係については現在、問題なく供給中であります。電源関係については予備の発電機等々を利用しながら対応しているところであります。道路関係でありますけれども、現在、障害等の報告はございません。路線バス関係については十勝全体的にですね全てのバスが止まっているという状況であります。役場の業務関係、通常通り行なっております。瓜幕支所についても同じであります。国保病院、それからトリムセンター、こども園、図書館、ライディングパーク、ごみの収集関係についても通常通りに実施をしているところであります。教育委員会関係では、小・中・高がね臨時休校をしているところでございます。以上が地震関連のございます。次に30年8月23日、第45回全日本中学校陸上競技選手権大会が行われておりますけれども、ここに出場した鹿追中学校、菅原広希君が800メートルにおいて全道中学校記録を更新する1分54秒39の好タイムで全国優勝をしております。大変素晴らしい成績でありまして、本町開校以来というか、そういう成績というふうに考えておりまして、懸垂幕を持ってですね町内に知らしめたという状況であります。次に8月25日、見る食べる学ぶと盛りだくさんの鹿追町の社会見学バスツアーを実施をされております。これは本町ではいろんな施設が充実をしているというふうに考えておりますけれども、十勝管内の住民の方にぜひともご紹介する機会があればということで今回計画をされたわけでありまして、帯広、幕別、音更、清水、東京等方面からですね合計で44名が参加をしているところであります。当日はあいにくの雨でございましたけれども、全員が参加をしていただきましてバイオガスプラントをはじめ日勝館等々見学をいただいたところでありまして、非常に喜んでいただきましたと同時に、昼食についてはチョウザメの天井、刺身等を提供してですね本町のPRに努めたところでございます。8月の30日、北海道電力総合研究所からこれまで瓜幕バイオガスプラント等々で行なってきたNEDOの研究等々について北電が実施をしていたわけでありまして、これについての研究

期間が終了したということでございます。そのお礼に来たわけでありませけれども、一応 NEDOによる研究期間は今年度で終わるわけでありませけれども、北電のほうとしては引き続き鹿追町とは協力をしたいと協力関係を持ちたいということでありまして、バイオガスプラントで発生するエネルギーをどうすれば有効に活用できるかについては北大の石井教授と共に共同でさらに追加させてほしいと、鹿追町の協力をお願いをしたいということでごあいさつに来ております。8月30日、東京都台東区の区議会議員のたいとうフロンティアという会派の方でありますけれども、河野議長さんをはじめ会派の幹事長、副幹事長等々、6名でおいでになりまして鹿追町の施設見学をし町内で食事をし1泊過ごしてですね、今現在、東京都23区と北海道がですね、何らかの形で連携をするという事業が進んでおりまして、台東区については鹿追町が連携をしていることもあってですね十勝管内がそれに乗るといような形になっておりまして、今現在進んでいるわけでありませけれども、足寄、池田にも寄って帰りたいということで大変いい時間を過ごしていったということでございます。それから9月5日、認定こども園の建築工事安全祈願祭がご案内を実施をされたわけでありませけれども、議員の皆さん方のご出席のもと、つつがなく祈願祭が終了したところでございまして、来年の10月31日には新しいこども園が完成をするという運びになっているところであります。さらに先ほどの地震関係で若干付け加えさせていただきますけれども、今回の大変な地震の情報を得て、台東区のほうからもお見舞いの電話が入っておりますし、また京都の南丹市、この市長さんからもですねバイオガスの関係で連携というか協力関係にあるのでということで市長さんからやはりお見舞いの電話が入っているということでございます。以上、行政の報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 議案第58号 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程5、議案第58号、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第58号は、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

はじめに提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、個人町民税関係、町たばこ税関係、地方税の電子化につきまして平成30年10月1日以降に順次施行されますことから関連します町税条例の一部を改正するものであります。次に改正内容についてご説明いたします。改正条例は6条で構成されており、第1条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正するをいたしまして、第23条第1項、第3項は町民税の納税義務者等の規定であり、条文の整理であります。第24条第1項、第2項は個人の町民税の非課税範囲の規定であり、障害者、未成年者、寡婦に対する非課税額を10万円引き上げ、135万とし均等割非課税限度額に10万円を加算するものであります。第34条の2は所得控除、第34条の6は調整控除の規定であり、基礎控除額、調整控除額にそれぞれ所得要件を創設し、合計所得金額が2,500万以下とするものであります。第36条の2は町民税の申告の規定であり文言の整理となるものであります。第48条は法人の町民税の申告納付の規定であり、新たに資本金1億円を超える法人等に対する電子申告の義務化を規定し、第10項から第12項を加えるものであります。第54条第7項は固定資産税の納税義務者等の規定であり文言の整理であります。第92条の2とし、新たに第92条をいたしまして、製造たばこの区分を創設し、第1項第1号から第3号までを加えるものであります。第93条の2は製造たばこことみなす場合の規定の創設であり、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いについて条文の整理となるものであります。第94条はたばこ税の課税表示の規定であり、加熱式たばこに係る紙巻たばこへの本数の換算方法を重量と価格に規定するもので、5年間で段階的に移行するものであります。第95条はたばこ税の税率の規定であり、1,000本当たり5,692円に改めるもので、以後2回にわたり改正するものであります。第96条及び第98条はそれぞれ条文の整理となるものであります。附則第5条は個人の町民税の所得税の非課税の範囲等の規定であり限度額引き上げに伴いまして10万円を加算するものであります。附則第17条は文言の整理となるものであります。次に5ページ、第2条中第94条は加熱式たばこの本数換算について、平成31年10月1日から適用し施行するものであります。第3条中第94条及び95条のたばこ税率はそれぞれ平成32年10月1日から適用し施行するものであります。第4条中第94条、第95条はそれぞれ平成33年10月1日から適用し施行するものであります。第5条中第93条、第94条は平成34年10月1日から適用し施行するものであります。第6条中附則第3条は町たばこ税に関する経過措置の規定であり、旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率の廃止を平成31年9月30日まで

延長し、たばこ税の加算額を1,692円に改めるものであります。次に附則第1条は施行期日について、第2条は町民税に関する経過措置について、第3条、第6条、第8条は町たばこ税に関する経過措置について、第4条、第7条、第9条は手持品課税に係る町たばこ税について、第5条は手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置についてそれぞれ規定するものであります。以上、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

ここで皆さま方にお知らせをいたします。本会議場、気温が高まってきておりますので上着は脱がれても結構だと思います。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第58号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第59号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（埴淵賢治）

日程6、議案第59号、平成30年度鹿追町一般会計補正予算第4号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第59号は平成30年度一般会計補正予算第4号となるものです。平成30年度一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予

算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ7,741万7千円を追加しまして、総額を86億5,178万1千円とするものであります。第2表は債務負担行為の補正、追加であります。補正予算の内容につきまして24ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費の一般管理費で委託料で97万2千円の追加、財産管理費の公有財産購入費で菅里子氏が所有する南町2丁目の雑種地の購入で1,216万7千円の追加、企画振興費の需用費及び備品購入費で合計310万円の追加であり、備品購入費につきましてはカナダ交流展示館用の備品でございます。花とみどり費の旅費から役務費までで18万9千円の追加、ジオパーク事業費の報償費から負担金まで合わせて48万4千円の追加、再エネ推進事業費の委託料で太陽光発電設備設置用地の伐採等で110万円の追加であります。総務費、戸籍住民登録費の戸籍住民登録費の負担金で154万8千円の追加、選挙費、選挙管理委員会費の旅費で6万4千円の追加、民生費、社会福祉費、心身障がい者特別対策費の負担金及び償還金で合わせて108万1千円の追加、北海道医療給付事業費の委託料で46万2千円の追加、後期高齢者医療費の繰出金で1千円の追加、衛生費、保健衛生費、保健指導費の報償費及び需用費合わせて30万7千円の追加、環境衛生費の賃金から使用料まで合わせて362万円の追加、農林費、農業費、畜産業費の旅費及び委託料合わせまして611万7千円の追加であり、600万円につきましてはバイオガス事業の委託料でございます。農業用水事業費の繰出金で簡易水道、下水道、それぞれ特別会計への繰出金合計で699万円の追加、土地改良事業費の工事請負費で美蔓貯水池周辺整備で832万円の追加であります。款項、商工費、商工業振興費の旅費から負担金まで合わせまして155万6千円の追加であります。負担金につきましては鹿追町店舗等修繕補助金となるものでございます。土木費、道路橋りょう費の道路維持費で旅費から備品購入費まで合わせて1,703万2千円の追加であり、備品購入費につきましては道路清掃用の清掃車の購入でございます。住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で500万円の追加、教育費、小学校費、学校管理費の需用費及び備品購入費合わせまして360万円の追加であります。次に中学校費、学校管理費の需用費、備品購入費で合計341万円の追加であり、小学校費、中学校費ともに修繕料はトイレの洋式化であり、備品購入費につきましては新入学生の椅子、机の購入費でございます。社会教育費の社会教育総務費で報酬と旅費合わせまして19万6千円の追加、図書館費の旅費で5千円の追加、保健体育費、体育振興費の負担金で9万6千円の追加となるものであります。次に歳入、21ページからご説明いたします。国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で合計122万4千円の追加、

国庫補助金、総務費国庫補助金の戸籍住民登録費補助金で151万2千円の追加、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で調整交付金としまして1,070万円の追加、委託金、民生費委託金の社会福祉費委託金で3万5千円の追加、道支出金、道補助金、民生費道補助金の社会福祉費補助金で15万円の追加、財産収入、財産売払収入、物品売払収入の農産物売払収入で9万7千円の追加、繰入金、基金繰入金、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で600万円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で5,722万5千円の追加、諸収入、雑入、雑入の雑入で合計47万4千円の追加であります。次に第2表の債務負担行為の補正、追加について18ページからご説明いたします。2件追加させていただきますが、1件目の事項につきましては再生可能エネルギーの最大導入・活用整備事業であり、期間が平成31年度から平成32年度であり、限度額が5億9,000万円以内とするものであります。2件目の事項は環境保全センター消化液散布機購入事業であり、期間は平成31年度から平成31年度までであり、限度額は4,300万円以内とするものであります。以上、一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。5番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

全員協議会でもちょっとお伺いしましたけれども、この公有財産購入費の土地購入費であります。これ説明によるとですね差し当たって使うことはないだろうと。そして将来的にはこういう使い方もあるだろうという説明を受けましたけれども、まだ具体的な計画も立っていない中で土地を取得するという何か違和感を感じるんですけども、このへんの説明を若干お願いします。

○議長（埴淵賢治）

喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。先般の全員協議会でも再度説明をさせていただいたところでもありますけれども、改めて申し上げたいと思います。この場所についてはこれから実施設計、それから31年から32年にかけて再生可能エネルギーの最大導入・活用事業の太陽光パネル設置場所の隣接地でございます。当初計画においてはですねあの場所で400キロワット程度の太陽光パネルの設置ということで今計画しておりますけれども、将来的

に十分その太陽光パネルの拡張の可能性もあるということで当初の計画には盛り込めませんが、今後稼働していく中で十分、将来的に拡張の可能性はある、ある程度まとまった約2,700平米の程度の土地ということで先行取得的な意味もございますけれども、将来的にその可能性が大いにあるということで今回ぜひ取得をさせていただきたいということですのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

5番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

そういうお話を伺っておりますけれども、ただこういうことというのは具体的に年次計画なり、そういう計画ができてから購入するのが筋じゃないかと思っておりますけれども、この点はどうでしょう。それからもう1つ、あそこ今大規模な太陽光パネルができるわけですが、その隣接地ということでそこにまた太陽光施設を付けたとき、今のシステムに連携ができるのかどうか。それをちょっとお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

議員おっしゃるとおり厳格にいつからということの確認ができてからが一番確かにそれが望ましいのかというふうに思います。ただああいう条件的にですね市街地である程度一定面積が確保できる場所というのなかなか出てこないこともあります。また所有者の方も売却の意向も示しているということもありまして、やはり今の段階で確保、先行的に確保していくことが将来的なことを考えてもやはり有効ではないかということでそういう形でぜひ取得をさせていただきたいということですのでございます。後段は企画課長からお答えをいたします。

○議長（埴淵賢治）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課課長（渡辺雅人）

今のシステム、これから今、環境省で進めている事業、これにですね連結をできるのかというようなお話かと思っております。現在の環境省で進めております補助事業の容量でありありますが、今、先ほど総務課長からお話があったとおり400キロワット程度ということでもあります。これはですねこの規模は大体災害対応システムで今考えております役場や病院、

町民ホール、これのですね約半分くらいを賄えるのではないかというふうに試算をしているところでございますので、ここにさらに太陽光パネルを増やすということもですね十分にその使える容量があるということあります。またその補助事業、補助期間の中で増設をしていけるかどうかというのは、また環境省との協議が必要となりますがその期間内になるのか、期間後になるのかというのはまだ未計画、未定ではございますけれども検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

他、ありませんか。渡辺企画財政課長。

○企画財政課課長（渡辺雅人）

連動することについては隣接地でありますので、自営線で引っぱるということになっておりますので連結すること自体は可能でございます。

○議長（埴淵賢治）

他、いかがですか。ありませんか。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

まず24ページのカナダ交流館、展示用の備品購入、備品購入自体問題はないんですけども、その施設の運営管理をどのようにお考えになっているのかね。これ前段でも申し上げているんだけど、そういった流れの中でですね人的配置等々も含めながらその適用についてお聞きをしたいというふうに思います。それとですね28ページになるのかな。これ貯水池周辺の整備の追加工事ということでもありますけれども、工事自体については問題はないというふうに思うんですけども、利用者側からですね再三の部分について駐車場が遠いんじゃないかと、また防犯等々の部分で見えづらいという部分があって築山あってですね、その見えづらいという部分があって車上荒らし等々も発生する可能性も大であるというようなことで、今回ご寄贈いただいての何ていうのかな監視カメラ等々を適用になるということなんで、しかし距離離れている部分についてはですね今後、町としても国営の部分の用地も含めながら検討させてもらうということだったんですけども、その部分についてですね利用者側は大変今回そのものに期待をしていますんでね、それが固定になっていくのかどうなのかね、それと合わせてお聞きをしたいなと。それと首長との横の関係なんですけれども町長のほうから全員協議会で消費拡大だということで、将来的な展望についてはあまり考えていないんだという流れの中でですね、当然やっぱり仕掛けとしてはね町が音頭をとって町が町自体が消費拡大の意味合いからもねそこそ友好的な部分、ま

た将来のあり方等々も含めながらね思いがあるとすればそのへんをお聞きをしたいなど。それと同じ29ページの部分なんですけれども道路の清掃車、これを購入するということがありますけれども、ここらあたり運用といいますかね、そこらあたりどのように考えているのか。それと合わせてこれ産廃になるわけですね。それで他のほうの地区の話を聞くとねやっぱり別処理をしているんだということで屋根付きの部分に一旦収納、ためてそしてその時期が来たら一定区分そういった業者をお願いをするんだという話も聞いているんですけれどもそこら辺りの内容的なものについて等しく説明をいただきたいと。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

私のほうからお答えさせていただきます。まずカナダ館のね関係でありますけれども、今年度今年いっぱいくらいにはねできるだろうというふうに考えておまして、ご案内のようにあそこには若干の飲食というかコーヒー提供できるような施設を管理と合わせてねできるような方法で改装をしていくわけでありますけれども、いずれにしてもこのカナダ館、せっかく多額の予算をかけてですね造るわけでありますから、無人にしてしまえばなかなか利用はしにくいということで今、ご案内のように旧福社会館でねカナダ館というのがありますけれども、ほとんど人の訪れはない状況であります。そういうことからですね何とかこのカナダ館は、カナダ館というふうに言うておりますけれども、いってみれば交流館、台東区だとかそういう方面の交流もされている中で町外から訪れるそういうお客さまに対してのサービスというか交流関係も充実をさせていきたいということでコーヒー提供するようなコーナーを作っている。そうすることによって私としては民間にね委託をしてという考えであります。委託先だとか、どの程度のどういう内容でだろうというようなものはまだ明確になっておりませんが、いずれにしてもそういう方向で人員を配置をして無人ではない管理、そして利用のしやすい場所にしていきたいというふうに考えているところであります。それから美蔓の駐車場関係でありますけれども、駐車場についてはご案内のように築山の後ろにあるということでありまして駐車場からは見えないということであります。私はこれはねどこに駐車場があろうと窃盗だとかそういう問題について起きるような状況であってはいけません。ですからきっちりと鍵をかってねいるのが私は所有者の責任じゃないのかなというふうに思いますけれども、しかしそうは言ってもねおっしやられるような駐車場が少し遠いというねそういうようなことも考慮しなきゃいけない

ということも考えておりました、国有地の一部をねお借りをして配慮ができないかということも考えております。築山の北側になるのかな。状況的に見ればね。そこに先般の大会のときにテントを張っておいたあのへんまでね2列に入れるような、そういう方式での駐車場が確保できればいいのかなというふうに考えているところであります。それから国見町との関係、美蔓との関係もう1つあったな。セキュリティのね監視カメラの関係、これについてはこの間も説明させていただきましたけれども、貯水池側とそれから駐車場側が監視できるような方法で2台のカメラがご寄附をされるということになっておりますのでこれによってですね監視をしていきたいというふうに考えておりますけれども、いずれにしても機能的には記録をできるそういうものでありますから、防犯上は極めて高いものというようになるだろうというふうに思っていますけれども、いずれにしても車を降りるときにはきちっと鍵をかってね自らがねやっぱりそういう盗難だとかそういうものに対してね防衛をするというか、これが私は基本だというふうに思っております。それから国見町との関係でありますけれども、これについては先般もいろいろとお話をさせていただきましたけれども、これとの関係ではね、そもそも国見町の道の駅、向こうの道の駅で鹿追の利用者の方が何年か既に物品を持って行って販売をしていると、そういう縁を持ってですね今回向こうのほうからもパンケーキまつりにおいでになるということに対して私はね、ぜひ鹿追の農畜産物等々について販売をしてほしいというご意思とそれから既に向こうで行なっている町民の方からもねぜひというお話があって、大変向こうの道の駅については人の集まる高速道路のすぐそばということで百何十万かの人がある場所だそうであります。かといってですね、持って行ったからといってどれだけの期待ができるか分からないわけでもありますけれども、いずれにしても先般に来ていただいたお礼も兼ねて、お返しも兼ねて消費を拡大し鹿追の物産についてねご紹介できればいいかと、将来的にはやはりこれ採算を度外視してねやれば別ですけれども、やはり経費のかかることでもありますからそのへんもしっかりと確認をしながら将来についてはやるべきことについては考えていきたいというふうに考えているところであります。それからあと何だったもう1つは、はいはい、道路清掃ね。これはですねこの機械を入れようと思ったのはですねインターロッキング、鹿追は非常にあの停車場通りっていうかね、これについては両面美しいレンガを貼り付けた道路であります。これを私は当初はね非常に良かったと思いますけれども大変汚れている。もう汚くてどうにもならないぐらい汚れているんじゃないか。これをね実はもっとしっかりと清掃しないといかんということでありまして、道路の砂を集めるという機能は

持っておりますけれども、主としてはやはり歩道側のそういうものに対して対応をできないのかということで1回、実は業者の車両を借りて清掃しました。1回2回で落ちるようなものではありません。そしてご案内のようにこの福社会館、旧福社会館のへん、この道路ですね、人が張り付いている店が張り付いているところは、比較的まだ清掃されてレンガの色がね見える状況でありますけれども旧郵便局から増田さんのへんまで真っ黒ですよ。真っ白かったやつが真っ黒になっているというねこういう状況。それからインターロッキングですから誰も管理をしなければ草も生えてくる。これもですねかつて大変苦労して何とかならないのかということで100度以上のねお湯をばらまいて枯らす方法はないかなとか、それからガスバーナーでねこれを焼くということもできないのかと、いろいろやってみました。残念ながらいい方法はない。除草剤をまくのがね実は一番いいかもしれないというねそういう予想は立っているんですけども、しかしこれも私はあまり好ましい方法ではないというふうに考えておまして、機械を入れてねできれば定期的にねやっぱり洗うということをしてですねやっぱりあの上をこするわけですからそういう機能を持ったものを入れることによって町全体のねインターロッキング等々そういう場所について清掃ができるんじゃないかと。これを入れればですね町民ホールの前のああいうものもやはり合わせてやることができるというふうに考えておまして、私はやっぱり鹿追はきれいな町ということでやっているわけでありますから、花でいっぱい飾ってあってもねそういうところが汚いのであればこれは私はいいい状況ではないということからこの機械を入れてねやるわけですから、今ご心配されるようなねそういうようなものが集められるというようには私は考えていなかったんで、実はそういう処理が非常に難しいというような話は承知しておりませんが、もしそういうことになればその時はその時の対応をしっかりとやらないといけないというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

先ほどの質問の中に産廃の扱いなんですけれども、これすぐ処理という形には多分ならないので、量もそんなに出るということもあんまり何回もやれば当然なりますけれども、それに対して屋根付きのものを造るのかどうなのかというのは、例えば町有地に杭を回してロープを張ってそこにシートをかけておくとか、施設のそういう大きな施設があれば一時的に堆積させるのかそこらへんについては検討してみなきゃなりませんのでいずれにし

でも予算をかけて役務費で処理料ということで来年度計上となるのかなというふうに思っています。それと落ち葉等の落ち葉の回収もできますので合わせてそのへんも土交じりじやなかったらその分は保全センターのほうに持って行くのかそのへんも併せてちょっと検討したいなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

ただ今の吉田議員さんの質問の中の一部関連でありますけれども、実は総務委員会の中で国見町、福島県の国見町と交流を進めていきたいというお話をいただきました。それで全員協議会の中でいろいろありましたけれども、現状パンケーキまつりの当日、私も参加させていただいてパンケーキに桃のジュースが付いて大変好評だったというふうに私も思っています。これは国見町で鹿追の道の駅を通して売っていたようでございますけれども、9月30日にですね鹿追の産業まつりが今計画されてそのこの会議の中でも今年、福島県の国見町から果物を持ってきて物販の販売をしたいというお話がありました。ちょっとこのへんについて詳しい説明をいただきたいと思えます。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

先日の産業まつりの実行委員会ということでそちらの中でお話をさせていただきました。これまでのパンケーキまつり、それから今度こちらのほうから行く向こうの国見町の道の駅に行くということもございまして、鹿追のほうでまた産業まつりがあるということでぜひ出させていただいてまたいろんなものを売っていききたいと、交流の中の1つとしてやっていききたいという申し出もございまして、こちらのほうで先日の実行委員会のほうで諮らせていただきましてその中ではよろしいということでは言っていたということでございます。ちなみに販売する予定のものにつきましてはブドウの関係、それから洋ナシと言いますかナシの関係をさせていただくと。テントもそれぞれ他の業者さんと同じようにですね負担金を払っていただいてテントを使うという形で進めるところでございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

4番、台蔵征一議員。

○4番（台藏征一）

そのことで私も産業まつりの会議の中ではぜひ前向きに考えていただきたいということでお話させていただきました。先ほど町長ご答弁していただきましたけれども、ぜひ道の駅との交流からスタートして今回10月下旬に鹿追町からも支援をいただきながら国見町の道の駅、あつかしの郷という道の駅の名称ですけれども、そこで職員を派遣し、鹿追の野菜を持っていくというような説明をいただいておりますので私はぜひ前向きに次年度に向けてもですねせっかくこういう機会をつくっていただいた業者さんもおられますんで鹿追にない果物を売っていただければ町民も喜んでいただけるのかなということで前向きに進めていただきたいという希望で終わります。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

ありがとうございます。将来的な交流といふかね国見町と鹿追町という考えではなくてお互いに物産というのは生産をしているわけでありますから、この交流を基本にしながらね状況を見ていこうというふうに考えておまして、これは議員の皆さん方もご承知かと思っておりますけれども、福島県というのは原発の関係で大変この全体がね大変な状況にあるというような風評被害といふか、そういう中で物が売れていかないというねそういう時期がございましたけれども、国見町については宮城県の県境ということでそういう問題もない。しかしやはり風評被害で大変な思いをしたという地域もあってね私はこういう町とね短期間の1回でもお互いの熱い思いがね通じ合うような機会になればということでの今回向こうへ行って向こうの要望に答えようということでありますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○9番（吉田稔）

他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立 9 名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 7 議案第 60 号 平成 30 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（埴淵賢治）

日程 7、議案第 60 号、平成 30 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 60 号は、平成 30 年度国民健康保険特別会計補正予算第 2 号となるものです。平成 30 年度国民健康保険特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 439 万 8 千円を追加しまして、総額を 7 億 5,442 万 3 千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、38 ページよりご説明いたします。保険給付費、葬祭費、葬祭費の負担金で 15 万円の追加、保健事業費、特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業費の需用費から委託料まで合計で 355 万 9 千円であり、委託料は特定検診未受診者対策の委託料であります。諸支出金、償還金及び還付加算金の一般被保険者保険税還付金の償還金は 10 万円の追加であります。療養給付費等交付金償還金の償還金は 58 万 9 千円の追加であります。次に歳入、37 ページよりご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 10 万円の追加、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の普通交付金で 15 万円、特別交付金で 355 万 9 千円のそれぞれ追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で 58 万 9 千円の追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第60号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。再開は11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程8 議案第61号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程8、議案第61号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第61号は、平成30年度簡易水道特別会計補正予算第2号となるものです。平成30年度簡易水道特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ249万円を追加しまして、総額を1億3,904万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、46ページよりご説明いたします。事業費、施設費、施設管理費の需用費、修繕料で100万円、工事請負費で市街地区給水管増設工事で149万円のそれぞれ追加となるものです。次に前ページから歳入についてご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で249万円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第61号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第62号 平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第62号、平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第62号は、平成30年度下水道特別会計補正予算第2号となるものです。平成30年度下水道特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ450万円を追加しまして総額を3億6,524万円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、53ページよりご説明いたします。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の需用費、修繕料で100万円の追加、款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の需用費、修繕料でブローワーの修理で350万円の追加となるものであります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で450万円の追加であります。以上、下水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第62号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第63号 平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第63号、平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第63号は、平成30年度介護保険特別会計補正予算第1号となるものです。平成30年度介護保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ229万1千円を追加しまして、総額を4億9,982万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、60ページよりご説明いたします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で過年度分返還金229万1千円の追加であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。款項目、繰越金の前年度繰越金で229万1千円の追加となるものであります。以上、介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第63号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第64号 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第64号、平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第64号は、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号となるものです。
平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものといた
しまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ20万6千円を追加
しまして、総額を8,687万9千円とするものであります。補正予算の内容につきまして
歳出、67ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の負担金で
後期高齢者保険システム改修で20万6千円の追加であります。次に歳入、前ページから
ご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で1
千円の追加、国庫支出金、国庫補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の高齢者医
療制度円滑運営事業費補助金で20万5千円の追加であります。以上、後期高齢者医療特
別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよ
ろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第64号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程12 認定第1号 平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

日程13 認定第2号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程14 認定第3号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程15 認定第4号 平成29年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程16 認定第5号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程17 認定第6号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程18 認定第7号 平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（埴淵賢治）

日程12、認定第1号、平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程13、認定第2号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程14、認定第3号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程15、認定第4号、平成29年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程16、認定第5号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、

日程17、認定第6号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程18、認定第7号、平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、以上7件、関連がありますので一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

認定第1号から認定第7号は、平成29年度鹿追町一般会計、6特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算、6特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。認定を付議いたします7会計のうち、病院会計を除きます6会計の決算概要について、各会計歳入歳出決算書の各会計別決算書総括表によってご説明申し上げます。なお、平成29年度一般会計等の財政健全化判断4比率につきまして、実質赤字比率がマイナス7.7%、連結実質赤字比率がマイナス18.0%、将来負担比率がマイナス11.1%であります。実質公債費比率につきましては3カ年平均で8.6%となりまして、財政構造は健全性を維持している判断しているところであります。それでは各会計の決算概要をご説明いたします。決算書の1ページをお開き願います。一般会計より申し上げます。歳入歳出予算76億5,439万8千円に対しまして、歳入決算額77億1,279万4,443円、歳出決算額73億7,648万2,979円であり、形式収支で3億3,631万1,464円の決算剰余であります。これより翌年度繰越財源といたしまして、繰越明許費の一般財源4,322万6千円を控除いたしました2億9,308万5,464円が実質収支の決算剰余となりましたので、決算認定を賜りましたならば、地方財政法第7条第1項及び鹿追町減債基金条例第2条の規定によりまして1億4,700万円を減債基金に積み立てし、残額の1億4,608万5,464円を純繰越金としたいとするものであります。次に特別会計の国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出予算額8億6,176万円に対しまして、歳入決算額8億7,493万1,434円、歳出決算額8億4,250万2,288円であり、形式収支並びに実質収支は3,242万9,146円の決算剰余であります。簡易水道特別会計は、歳入歳出予算額1億6,013万8千円に対しまして、歳入決算額1億6,118万4,977円、歳出決算額1億5,771万8,566円で、形式収支並びに実質収支は346万6,411円の決算剰余であります。下水道特別会計は、歳入歳出予算額3億1,984万1千円に対しまして、歳入決算額3億2,035万

9, 143円、歳出決算額3億1, 616万7, 253円で、形式収支並びに実質収支は419万1, 890円の決算剰余であります。介護保険特別会計は、歳入歳出予算額5億940万8千円に対しまして、歳入決算額5億1, 462万3, 315円、歳出決算額5億153万2, 970円で、形式収支並びに実質収支は1, 309万345円の決算剰余であります。後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算額8, 191万5, 000円に対しまして、歳入決算額8, 025万8, 950円で、歳出決算額7, 962万4, 213円で、形式収支並びに実質収支は63万4, 737円の決算剰余であります。次に、国民健康保険病院事業会計決算についてご説明申し上げます。病院の決算書の1ページをご覧くださいと思います。決算額の区分ごとに2段で数字が表記されておりますが、下段の消費税を含んだ額で説明をさせていただきます。収益的収入及び支出につきましては、歳入予算額6億8, 991万1千円に対しまして、歳入決算額6億9, 277万3, 109円、歳出予算額7億4, 580万6, 000円に対しまして歳出決算額7億1, 291万3, 605円であり、差引不足の2, 014万496円が税込決算の形式的損益となり、これに薬品購入の際の消費税1, 194万4, 049円及び資本的収支の消費税31万6, 960円の合計1, 226万1, 009円を差し引いた3, 240万1, 505円が当年度純損失額となるものであります。次に2ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出であります。歳入予算額4, 329万8千円に対しまして、歳入決算額4, 329万7, 889円、歳出予算額4, 596万3, 000円に対しまして、歳出決算額4, 596万2, 849円でありまして、差引不足の266万4, 960円につきましては、まず過年度分損益勘定留保資金で234万8, 000円、さらに残額の31万6, 960円は、当年度分消費税及び地方消費税を補填しているものでございます。なお、7特別会計の決算資料につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。以上、認定第1号から認定第7号の平成29年度一般会計、6特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。ご審議の上、認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く9人の委員で構成する平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案については平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。地方自治法第98条第1項に基づく検閲、検査権について平成29年度各会計決算審査特別委員会に委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。地方自治法第98条第1項に基づく検閲、検査権について平成29年度各会計決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。今から15分後の11時40、11時50分とします。

休憩 11時33分

再開 11時50分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の平成29年度各会計決算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。平成29年度各会計決算審査特別委員会委員長に安藤幹夫委員長、副委員長には加納茂副委員長、以上のおり互選されましたので報告いたします。なお、平成29年度各会計決算審査特別委員会の日程が、9月18日、19日、20日の3日間として審査することが決定されましたので併せて報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

散会 11時52分

平成30年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成30年 9月13日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

1番 山口 優子 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子 議員

2番 武藤 敦則 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

5番 加納 茂 議員

6番 上嶋 和志 議員

7番 川染 洋 議員

8番 狩野 正雄 議員

9番 吉田 稔 議員

10番 安藤 幹夫 議員

11番 埴渕 賢治 議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 菊池 輝夫

教育委員会教育長 大井 和行

代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長 喜井 知己

企画財政課長 渡辺 雅人

町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	櫻庭力
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課長補佐兼総務係長	津川修
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年 9月13日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

日程1 一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。標題は、樹木の適正な管理と枯木の処理でございます。要旨を述べます。今、大きく成長し美しい花を咲かせるサクラの木が枯れてしまう樹木の病気が広がっています。「サクラてんぐ巢病」と呼ばれ、このサクラ枯れ現象は1本発生すると次々伝染し植樹から30年、40年の成長した木に見られます。1年目は枝の一部に葉が無い状態が現れ、2年目に幹全体に広がり、数年後には枯れてしまいます。この症状の原因はカビの一種である「タフリナ菌」と言われています。サクラは日本人の暮らしと心に深く刻まれた存在であり、学校、公園、神社、河川の堤防等に植えられ、開花を住民は楽しみに生活しています。わが町でもクテクウシゆうほ村の皆さんの努力で然別川の堤防に桜並木が完成していますが、ここにもサクラ枯れが発生しています。さらにライディングパークにも発生しています。次に街路樹などの管理ですが、道路環境の保全や町並みの景観形成に大切ですが大きくなりすぎた樹木が道路を覆い、交通標識や信号機を見えにくくしたり、電線や通信線の切断を心配する声があります。樹木の適正な管理と枯木の処理について質問いたします。1、公園や通学路、パークゴルフ場などで樹木の調査を定期的に行い、安全のため枯木を処理する必要性は。2、本町における街路樹の種類や選定基準はあるのか。また、大きくなりすぎた高く伸びすぎた樹木の対応は。3、電線、通信線に接近したり樹木のせん定などの維持管理、道路交通の安全確保や維持管理はどこが責任を持つのか。4、ライディングパークに植樹されている樹木で珍しい木が多数見られます。ジオサイトとして活用したり、樹名板を取り付ける考えは。以上です。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員からは「樹木の適正な管理と枯木の処理」についてご質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。私もこのサクラの木が近年、カビのような幹についている。これについていろいろと憂慮している状況の中で今回のご質問であります。議員が感じておりますとおり、樹木に関してはその必要性及び目的またはその効果・景観等さまざまなことが考えられると思います。その木々も適正な管理がなされ初めてその効果が現れてくるものと考えております。さて、議員からは4つの質問をいただきましたので順次お答えをいたします。1つ目の質問、「公園や通学路、パークゴルフ場などで樹木の調査を定期的に行い、安全のための枯木を処理する必要性は」についてでありますけれども、まず公園に関しましては町内21カ所あり、その地域に即した特徴を持ちその静かな環境もと非常に良いところに点在をしているというふうに考えておりまして、定期的に芝あるいは遊具等の管理をしているところでございます。その管理作業の際、ご指摘のような枯木の状況箇所があるか無いかについては心配りをしながらいるところであります。パークゴルフ場も同様の措置を取っているところでございますけれども、来場される方々が安心して利用されるよう注意をしているところでございます。定期的にとのことではありますが、適宜対応をしておりますのでその状況を判断をしながら作業を実施をしているところでございます。通学路に関しましては前段で述べておりますが、そのような箇所があればその都度対応しているところでございます。通行に支障を及ぼすようなところは無いかというところについてもこれらについても管理をしているわけではありますが、安全性を保てるレベルにあると私どもは考えているところでございます。今後についても対応はしていく予定をしております。道路パトロールの際にも常にそのことを重要と捉えて日々業務に当たっておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。何年か前でしたか。樹木医というか、そういう方をお招きをしてですね鹿追公園等々については診断をしていただいたこともありますけれども、なかなかこれについては適当というかしっかりとしたこれを撲滅する方法がなかなか見当たらないという当時の状況でございましたけれども、さらに樹木医等々ですねお招きしてこれについての管理を適正に行なっていくということも必要と考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。2つ目の「本町における街路樹の種類や選定基準はあるのか」また「大きくなりすぎたり、高く伸びすぎた樹木の対応は」についてでありますけれども、種類や選定基準は、についてはですね特段に基準は設けてはおりません。その時々々の状況を勘案しながら、町有地にある木々についての選定は町が行なっているところであります。基本的には、な

るべく町内に存在する樹木を植えてですね管理のしやすいそういう方法も取っているというふうに考えているところであります。高く伸びすぎた樹木の対応については、これらも状況等を確認をしながら対応をしているところであります。また町内の方からですねそういう情報も寄せられていることもありますので、その都度対応をさせていただいているところであります。管理については直営で行う場合もありますし、民間に委託をしてですね高所作業車の導入も考えながら対応をしているところでございます。3つ目の「電線・通信線に接近した樹木のせん定などの維持管理、道路交通の安全確保や維持管理はどこが責任を持つのか」との質問でありますけれども、基本は樹木に対してはその土地の所有者が責任を持たなければならないと考えております。しかしながら、電線等の部分にかかる繁茂した木々については、高所箇所が存在する場合が多く撤去作業においては非常に危険も伴うわけでありまして、これらについては管理者と十分打ち合わせをしながら、適正な対応を行なっているところでございます。4つ目の「ライディングパークに植樹されている樹木で珍しい木が多数見られる。ジオサイトとして活用したり、樹名板を取り付ける考えは」とのご質問でありますけれども、ジオサイトは、地質系、生態系、歴史的な問題も考慮しながらこれらの管理をしているところでありますし活用をしているところでございますけれども、今後ですねこうした木々についてどういうジオ的な価値を見出せるのかについて十分担当調査をさせまして、その価値をですね十分これからのジオ活動の中で生かせるようなそういう研究もさせていただきたいと考えておりますのでよろしくご指導をいただければというふうに思っています。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員、再質問どうぞ。

○8番（狩野正雄）

順次、再質問いたします。この最初に取り上げました「サクラてんぐ巣病」という広がりですね。年々広がっているわけですが、私が最初気付いたのはですねもう数年もだいぶ前になりますが帯広に向かうときに道道行きますけれども駒場の牧場のところね、ずっときれいな桜並木が牧場のところにあっただすよ。それがねあるときからね枯れ始めたんです。今年は1本、次の年は3本、5本、そしたら無くなったらね50メートルくらいだあっと無くなっちゃっているんですよ。毎年きれいなサクラを咲かせていたあの並木がね無くなっちゃったんです。無くなってる。本当に静内ですかあっちのほうの二十間

道路に匹敵するような並木だったと思うんですよ。それが道路からすぐ脇にちょうど枝振りのいいサクラがあってそれが次々と枯れていくんです。これは何かおかしいぞとそのとき思ったんです。だけどそのときはね「てんぐ巣病」という名前すら分からなかったんです。で、そのように思っているうちにパークゴルフ場で、河川敷でパークゴルフやった時にあそこに遊歩道の脇に俳句の句碑の石があるんですね。その周りのサクラがですね次々と枯れて無くなっちゃったんです。これは事実です。でなぜかっていったら瓜幕のパークゴルフ場も立木が今ね太いやつ、それがねもう10本くらい手の施しようがない。完全に枯れています。でこの木の現象、詳しい人に聞きました。そうしたら「これねサクラてんぐ巣病なんだ」ということを言ったんだけど、「不思議な伝染病なんだ」と言うだけで私たちが気にはなっているとそういう人たちが言いました。ゆうほ村の皆さんにもね、やっぱりサクラを愛する皆さんですから、非常に1本1本がね大切に守ってきた木なんですね。今年そういうことで去年からもずっと注目して見ていて、今年健康トイレがありますね。道の駅のところ。あの健康トイレのところに1年目の症状が出ました。枝の1本がね完全にぴゅっと枯れちゃうんです。2年目がどうなるかという、去年気づいているんですけれども、町民ホールから美術館に向かうポロのまん前にね去年1本、枝が枯れた木があった。今年半分枯れました。来年おそらく全部枯れるでしょう。これのねもう全部「てんぐ巣病」です。ゆうほ村の皆さんはねやっぱり自分たちが大切に育てる木ですから、全部木伐採して取り除いて新しい苗木を植えて管理しています。今年は句碑の周りだけで60本の新しい苗を植えたんですよ。これねやっぱりこの地域だけのねサクラ枯れの現象なのか。全国にあるのか。だけどね本屋さんに行っても図書館に行っても「サクラてんぐ巣病」の本が無いんです。インターネットで調べるとわずかに出てくるんです。だけど樹木医もそれから何ていうかな、そういった林業試験場でもこれまだね情報出してないんです。だからね、これこの地域だけでどうしようもないのかね何かねこう気になるんです。次々に移っていく病気なんです。1回かかるとねもう治らないんです。あとは枯れるのを待つしかないんですね。だから枝を見つけたときにカットすれば残るのかどうか。そういうことのどう対処したらいいのか。これやっぱりね林業試験場とか樹木医とかですねそういう機関とか知識のある人にね聞いてみるこの必要性があるんじゃないかと私は思います。それとですね通学路にあります。公園にあります。学校にあります。神社にあります。みんな人の集まるところにねサクラの木は植えてあるんです。ところがこの「タフリナ菌」というのはねカビですからカビの胞子をね人体が吸ったときにこれ影響あるのか無いのか。

それすら分かりません。だけど植物の病気が人間にうつるというのはあんまり聞かないんですけれども、でもそういうこともね調査してみる価値はあるんでないかと私は思うんですけれども、そういう専門機関にですねこういうことを調べてくれということをする考えは町長いかがですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員がねご指摘になることについては私どももね承知をしております。ただ今なかなか手の打ちようがないというのが現状でありまして、前段申し上げましたけれども樹木医を呼んでどうすべきなのかというふうにもそのときも相談した結果をですね、結局あのカビをねこまめに取るということが有効ではないかというねお話をいただきました。しかし正直言って小さい木であればねそれも可能でしょうけれども大きいものについては枝の先までも付いているものもありますから、そういう状況の中ではなかなかいい方法がないというのが現状であります。お話のとおりですねこれについては私どもとしてもね本町だけの現象なのか。多分私は違うというふうに思いますけれども試験場等々にこれらについての対策をねどう考えているかについても相談をさせていただきまして、適正な対応ができないか検討してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。狩野議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひ、そういったことも注目していただきたいと思います。このサクラの枯れについてはですね何枚か私写真を撮って質問のところに添付してありますのでご覧になっていただきたい。それぞれの現場で写真を撮って付けておりますのでぜひそれもご覧になっていただきたいなというふうに思います。2番目の街路樹の種類や選定基準についてですけれども、選定基準というのはやっぱり何かこう設けたほうがいいかなという感じもします。場所によって例えばあそこ、パークゴルフ場の手前の年輪の村に行くところのカーブのところ、あそこは高く伸びるシラカバの木を植えています。場所によっては泉町なんかですとナナカマド、それからストニイプライン通りだとイチョウだとか、そういうふうに関係ないような樹木植えているわけなんですけれども、あんまりいろんな種類植える必要があるのかどうか。隣町を見てもね、やっぱり選定をねしているなど。あんまり種類を多くしない。種

類を絞ることによって管理しやすくなるんじゃないかなという気がします。隣町ですとカツラという木があるんですけども、非常に小さな花でハート型の葉っぱ付けるこんもり茂る。それから通りによってはイチョウも。大体種類そんなに増やしていません。だからそのへんもねやっぱり勉強していく必要があるんじゃないのかなって思います。それから泉町のところなんかですと片や東側はナナカマド、片や西側はプンゲンストウヒというマツの一種ですけどもね植わっています。あまりね小さい苗を植えると雪でつぶされたり、除雪の時でなくなってしまうんですよ。プンゲンストウヒ、1本2本なら無くなると、大体3本くらいなくなると50メートルくらいばあっと無くなっていく。そういう現象になってどうも景観がねかわいそうになってくる。だからそういう街路樹のね無くなった時に補植というか。管理の面で補植をちゃんとやるべきでないかなということとやっぱり植えるときにあんまりこんなちっちゃい苗木を植えるんでなくてある程度の大きさになって、風雪、雪に耐えられるくらいな樹木をね、にして植えたほうが効果的でないかなと。それからうちの通りは木は一切植えないでくださいというのがあるのかなのか。通りによっては全然花だけになっているところもある。この通りはナナカマド、この通りはプンゲンストウヒ植えている。この通りは長くなる、高く伸びるそういう何ていうんですか、シラカバ植えている。シラカバだって大木になりますからね。これ枝の芯を止めるときには大変な管理の苦勞があると思うんですよ。だから樹木の選定もね、例えばアートロードなんかにあるようなそういうヤマモミジに特化するとかね、そういったほうが管理しやすくなるというふうに思うんですけどもそういった大きくなりすぎる木とか補植とかそういうことについていかがですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

今、狩野議員さんからの質問にお答えしたいと思います。議員おっしゃるとおりであります。それぞれ道路に植樹帯を設けまして、その当時何を植えるということでいろいろ協議していろいろ種類別に植えているんですけども、当然気になるピュアモルトの前とかですとかね、町民ホールじゃなくてトリムセンターの前とかストニイプライン通りですね。中学校の通りですね。あそこは全部種類が違います。ただ数年前にですね伐採というかですね木は切ったんですけども伸びるのが早くてなかなか対応がしきれないというのがあります。今、そういう現状を踏まえる中で今後ですねそういう植樹帯に関しての植える際

にはそのへんも十分考慮しながら植えたいと思います。また植樹帯ですね泉町の中ですね、木があるところと無いところというのはある程度地域住民の意向も沿った形でやっているというのが現実でして統一性というのはあまり図られていなかったものですから、そういった部分は今後においては十分考慮しながら進めたいと思います。また低木で植えてもですね、低木というのか雪の関係も当然ありますんでそのへんもいろいろ反省というんですか状況を見ながら今後は適切な対応をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

再質問、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

せん定の際注意しておかなければならないのはですね、せん定の時期とそれからどこからどの間を残すかとかそういうことをやっぱり注意しないとイケない。時期を間違えると完全に枯れてしまいます。それからまだ助かるかなと思うんですけどもプンゲストウヒが除雪機とか何かでこうダメージがあるとね斜めに伸びているんですね。まだこれぐらいの大きさだったら起こせるけどもこのまま斜めになったら車道のほうにどンドンどンドン伸びちゃいます。だからそういうこともね点検というか樹木の管理の一環としてちゃんと育てるような努力とかねしようじゃないかと。それから今言ったみたいにせん定の時期とかせん定の方法を間違えるとですね、例えば今年旅行者に言われました。瓜幕のライディングパークでいましたら旅行者の方が「この町はね木に可愛いようなことをするね」と言われた。というのはライディングパークのこう、あそこの何ていうんですか。円馬場とか、体験乗馬のところの太い、太くなったシラカバの木がずっとあります。それが丸裸で幹だけ伸ばしてスポンと切ってしまったんですね。ああいうせん定の仕方では来年、今期は大丈夫なのか。その旅行者の方が言うには「木だって生き物なんですよ。もっと大事にしないとね」と言われたとき私はねショックを受けました。やっぱりね切る時期と切り方とかそういうことは専門家とかそういう人に良く教わったりそういう知識のある人に教わったり、方法についてもねやっぱり慎重に1本1本大切に。そういうね姿勢が必要じゃないかと思いますがいかがですか。このへんも。

○議長（埴淵賢治）

櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

はい、お答えします。それに関しましても当然そういう意識を持ってやっているんですけども、どうしても木が覆いかぶさるといったらすぐ対応という形になっていますので、できれば本当にそういう時期が来て処理とかね処分するのが一番いいんですけどもなかなかそのへんがちょっと前後しちゃう部分がありますんで今後におきましては十分その知識を持った方の意見を聞きながらですね計画的にやっていければいいかなというふうに思っていますので、今の狩野議員さんおっしゃったことを参考にしながら今後は努力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員。

○8番（狩野正雄）

そのへんよろしくお願ひします。次、3番目の電線とか通信線に接近した樹木のせん定、維持管理ということでございますが、この間の停電、非常に大変な思いをしました。これは発電所が止まったからですけども樹木が伸びていってこう電線を切るとか切断する。通信線、通信ケーブル、光ファイバーとか入っておりますけれどもそういったところに何かの拍子で切られるとそれが人為的とか防げるものなんですね。だからそういう恐れのあるところはちゃんとフォローしていく。対応していく。こういう姿勢をねきちつとこう何というかいろんなセクションで共有していく。特に写真も付けましたけどもね瓜幕中学校の神社との間に瓜幕中学校の敷地にあるトドマツの大木があるんですけどもそれが6本くらいかな。もう数年前から完全に枯れたまんま表皮も全部落ちています。枯木が立っているだけです。住民の方もねあのまま大丈夫かということも言われるんです。やっぱり通るたびに気になると思うんですよね。だからそういうですね、枯れた木の処理、通ったときにすぐ分かるんですよ。見れば分かるんです。見て分かったところはねすぐ対応すべきだと思うんですが。それとやっぱり交通安全それからそういう木、多分上に送電線とか走っていますから切ったのは電線の維持管理のために切ったと思うんですけども、だけれども枯れた後はやっぱり土地の所有者が責任を持つべきじゃないかと思いますが、どこが責任を持ってやるかというのか、もう一度お聞きします。

○議長（埴淵賢治）

櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

はい、先ほど町長のほうからも答弁で申しましたけれども所有者が基本的には処理をす

ることが基本だと思っています。ただどうしても高いところにあるものですから、なかなか自分たちで行ってやるということもなかなかできませんのでそれで北電なりNTTにですね協議というかそういう話来ますんでじゃあお願いしますという形でやってもらっているというのが現状でして、確かに電線の部分であるかないかといったら実際たくさんあると思います。ただそのへんも北電等がある程度確認して処分というか処理しているということで、うちらは例えばその所有者にお願いしますねということをうちらのほうで行政でいうのかどうかということもあるんですけどもそういったことは積極的に関わっていけばいいとは思いますが、うちらもなかなか所有者、町内もありますし郊外の部分もありますのでそのへん掴みきれない部分があるんですけどもそういった部分あればですね、うちのほうからもそういったお話はできるのかなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

再質問、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひそのへんの管理を徹底していただきたいと思います。4番になりますがですねライディングパークにパークゴルフやりながらよくこういう木を植えたなと私感心しております。というのは、なかなか山歩っても見つからないような昔からこの大地に生えていた木がライディングパークにね移植されて管理されているんです。一例を挙げますとねシナノキがあります。ホオノキがあります。コブシもあります。カツラもあります。フヨウもあります。エリマキという木もあります。これだけでもね珍しいんですよ。6種類、なかなか歩いても見つからない。ホオノキなんかはね大きな日本一の大きな花を咲かせる素晴らしい木です。で、葉っぱも大きいですしね実も赤い。だから学校教育でもね自然観察でもねすごい役立つ木なんですね。例えばシナノキというのがまたありますけれども、このシナノキというのは教育的価値はすごいんです。シナノキというのは花が素晴らしくあまり目立たないけれどもびっしりつける。この木にねシナノキが咲くとハチ、ミツバチがいっぱい集まります。そのミツバチがシナミツというのを集めるんです。そのシナミツを味わうだけでも素晴らしいしね、その木をねやっぱり大切にこう紹介していく。昔はその大木だったやつをね中腐るからね、昔の入植者たちはですねですね馬の餌箱に使ったんです。キツを作ってうまく利用してそういう歴史もあるんです。だから歴史、資料館に行けばそういうのもあると思うんです。またエリマキという木があります。赤い花が付くんです。

ところがこのエリマキというのはね昔の人、今もそうかもしれない。これ判子を作ったんです。判子をうったんです。判子の木と俗に言われているんです。そういうようにね教育的な効果のある木がああライディングパークにはねいっぱいあるんです。だからそういうことを見直してですね教育的な価値を使えないかとかそういう社会教育のエリアに使えないかとか、昔の苦勞した古老というか、そういう人たちはねそういう木の使い方をよく知っている。だからそういう人たちにね来てもらって勉強会を開くとかそういうことをね何か可能性として広がる。それが1つのジオパークの活動につながっていくんじゃないかと。何も地球の中にあるものだけじゃなくてこの大地にどんなものが育ったかが価値あるジオパークの活動なんだ。それはねやっぱり山口県のね秋吉台に行って分かりましたよ。秋吉台の皆さんはねその大地を守るために毎年毎年火入れをするんです。そしてそのカルスト台地を守っているんです。全町民がそこに集まってその環境を絶対守ろうということ。火を着けて守っている。そうすることによって外来の種の持ち込みとか外来からのオオハンゴンソウですとかセイタカアワダチソウ、そういう草木、外来種の草木をね防ぐ努力をしないとだめなんですよということをおね今回、同僚議員とジオパーク見学に行って学んできました。ぜひそういうことも取り入れて考えていただきたいなと思うんですがいかがですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、黒井ジオパーク推進室長。

○ジオパーク推進室長（黒井敦志）

はい、答弁をさせていただきたいと思います。狩野議員さんにおかれましては政務活動費を利用してさまざまなジオパークに視察に行っていたいてありがとうございます。昨年の再認定審査の折にも、議員さんが積極的に各地を回っていたということは高く評価されまして再認定の大きなポイントの1つにもなりました。改めてお礼を申し上げます。今回のご質問いただきました木なんですけれども、大変珍しい木だということをお聞きしております。ただ植樹された木ということですので私たちが考えている地質系、生態系、いわゆる歴史系あるんですがまだわれわれの鹿追町の生活に密着した形でのいわゆる文化という形にまだ至っておりませんので、われわれとしてはジオサイトというのは今鹿追には17あるんですが、そのわれわれのそのストーリーというか、ふさわしいの17選んでおりますけれども、今後どういう価値とそれから将来的な使い方がどうあるべきかというのをちょっと研究させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。次に1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。標題、観光客の増加、ふるさと納税の増加に向けたさらなる取り組みを。ご答弁は町長にお願いいたします。観光は鹿追町においても大変重要な産業であり、観光客増加に向け、町や観光協会などの関連団体がさまざまな取り組みを行なっている現状です。今後の取り組みについてお伺いします。1、2019年4月から9月に十勝を舞台にしたNHK朝の連続テレビ小説（朝ドラ）「なつぞら」の放送が予定されています。その中で、神田日勝をモデルとした、山田天陽という人物が登場します。映画やドラマのロケ地になった場所は軒並み観光客が増えているという現状があるので、神田日勝記念美術館にもドラマを見て訪れるお客さんも増えると考えられます。このチャンスを観光資源として生かすための具体的な考えは。また、過去にも朝ドラ「マッサン」のロケ地として然別湖畔が使われたり、映画「銀の匙」の撮影が町内でありましたが、そのことを説明するリーフレットなどありません。ロケ地マップのようなものを作り、ロケ地に行ってみたいという観光客の期待に答えては。2、ふるさと納税者増加のために行なった「抽選で当たる鹿追町招待ツアー」や、広告などについてどのような効果があったと検証しますか。ふるさと納税の納税額の増加のために、返礼品の種類を増やしては。納税額が多い自治体は選択肢が多いというのも一因です。例えば10万円から20万円の寄附者に対して、定期便で6回に分けて返礼品を送るコースなど、高額の寄附者に向けた返礼品も企画しては。また、ふるさと納税を、来町者増加、観光客増加につなげるために、返礼品に「鹿追町観光ツアー」も企画しては。現在は「グレートフィッシングとホテル宿泊プラン」のみがありますが、「然別コタンと宿泊プラン」や宿泊とセットでなくても然別湖のカヌーやネイチャーツアー・ジオパークのツアー・エアトリップ・熱気球・犬ぞり・乗馬・農業体験など、アクティビティのメニューは現在あるものを活用するだけでも、特色ある返礼品がたくさん作れると思います。他にも、返礼品としてチョウザメのオーナー制度を設け、自分の「マイ・チョウザメに会いに行こう」というような企画や、「マイ・チョウザメからキャビアが採れるまで5年待つコース」など、話題性のある返礼品を企画すれば新聞や雑誌などにも取り上げられ、広告代

金をかけずに宣伝することができると思います。また、寄附者に来町してもらった際に、「ふるさと納税の受領証明書」を持参してもらおうと、例えば「神田日勝記念美術館の入館料の割引」や「然別湖の遊覧船乗船料の割引」なども企画すればさらに相乗効果が見込めると思います。また、連携協定を結んでいる東京都台東区民に限定して、鹿追町にふるさと納税することによるプレミア、お得感をつけて、台東区民からのふるさと納税により力を入れては。ターゲットを台東区民に絞れば、より効果的に広告を打つことができると思います。3、SNS投稿キャンペーンをしては。今や情報を得るのに欠かせないツールとなり、多くの人が参考に使っているSNSで、ハッシュタグ（#）を付けて投稿してもらい、「#鹿追町」または「#然別湖コタン」など、テーマと時期を決め、フェイスブックやインスタグラムなどに投稿してもらい、その投稿した画面を「観光案内所（ふるさと納税受付事務所）」で職員に見せるとプレゼントがもらえるというキャンペーンをしては。4、キャンピングカーの利用者も積極的に誘致したいとの考えはありますか。昨今のブームもあり、道の駅の駐車場などで多くのキャンピングカーを見かけるようになりました。キャンピングカーの利用者に対して、トリムセンターのお風呂や農協のコインランドリーの情報を提供するだけでも喜ばれるかと思えます。また、現在のドッグランは狭くて使いづらいとの声があるので、もう少し広さが取れる場所へ移設してはどうでしょうか。以上4点、町長のお考えをお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

お答えをさせていただきます。山口議員からは、「観光客の増加、ふるさと納税の増加に向けたさらなる取り組みを」として質問をいただきました。非常にあの、微に細にわたっての具体的な提案もございます。順次お答えをさせていただきたいと思えます。1つ目の来年放送予定の連続テレビ小説「なつぞら」を観光資源として生かすための具体的な考えについてであります。なつぞらにおいて主人公に絵心を教え、馬の絵を描くのが得意で才能があるものの、貧しく進学せずに農業を手伝う山田天陽という青年画家のモデルが神田日勝ではないかとそういうお話でありますけれども、そうではないかというお話はあちこちで聞きますし、私もNHKの方からもそのようなことというふうにも伺っておりますけれども、具体的にそうであるというお話はですね、私は伺っておりません。そうであればですね、大変嬉しく、本町の誇りであり、このことを観光振興に生かすことは肝要な

ことというふうに考えております。また、本町はロケ地ということにはなっておりません。ご指摘のようにロケ地が観光客誘致に役立っていることはお話のとおりでございますので、このことについてはですね、もう少し内容を把握をしたうえで確信を持ってですね、本町として取り組める内容での検討をすべきというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。2つ目の鹿追招待ツアーの広告による効果についてであります。招待ツアーは2017年の3月と9月の2回に行なっております。ツアー後の寄附状況を見てみますと、3月では参加をいただいた28世帯の方からですね、寄附がございましたし、その後24世帯、62回での寄附、金額で申しますと150万相当、9月には23、18世帯等々45回で寄附が170万相当ということで、全体としては107回の寄附がございまして300万を超える寄附をいただいております。また寄附については平成28年12月に通販カタログ会社との広告契約を結びましたし、あるいは読売新聞等々での広告等々をいたしました。さらにはテレビでの番組でのPRも行なっているところでありまして、この効果はですね、私は非常に高かったというふうに思っております。平成28年度では238件で300万相当、平成29年は258件、これもやはり300万相当ということで、合計でいきますと600万を超えるですね寄附があったということでありまして。これについては非常にあの来た方々はですねこの鹿追町に降りることができた。つぶさに町の状況、あるいは特産品等々の状況も理解をでき、まちづくりに対する鹿追町の姿勢もうかがうことができたということで、その後もですね、いろいろとコメントを入れながら寄附をいただいているところでもあります。山口議員がおっしゃるとおり、選択肢が多いということは納税者のし好に対する広がり、寄附額の増額ということにもつながりますので、このことについては十分考えていきたいというふうに思っておりますけれども、本町の姿勢としては、このことのためにですね、新しいものを作って投資をし、採算性というものが取れない状況の中でね、期待だけで物事を行なっていくということについては謹んでいただくということでありまして、無理をしてですね、品物をとるか、返礼品を増やすということはあえてしていない状況でありますけれども、選定委員会というものを作っておりますから、その中で特に新しいものが提案をされればその価値の状況、持続性等々について十分に考えて返礼品として扱うということになっているところでもあります。本年の出店者会議においてはですね、農畜産物、とりわけ野菜等々もですね加えるべきではないのかというお話もございました。これについても検討を今しているところでございます。またマイ・チョウザメ等々についてもこれは私どもは可能性はあ

るというふうに考えておりました、それじゃどういう方法が適当なのかとですね、今検討をしている最中でありまして。ただ、これについては雌雄判別をしてですね、どういう方法になるか分かりませんが、飼育保証、あるいは価格の設定等々、非常にあの検討事項が多彩になるというふうに考えておりますので、これらの実施についてはもう少し時間がかかるなというふうに考えているところでございます。それから次、ふるさと納税の受領証明書での割引でありますけれども、これはあの公共施設であればですね、これは可能というふうに思っておりますけれども、しかし一般の商店の方にですね、この割引証を見せた時にどう対応すべきなのかと、これについては非常に難しいところだというふうに思っております。もしこれを広げてですね、一般の出店者が対応するということになれば、これによる商店の支出等々について町がですね、どういう補填等々が必要になってくるのか、これも考慮をしながら実施をしなければならないというふうに考えております。それから台東区民からのふるさと納税についての件でございますけれども、東京23区の中で台東区はですね、比較的人口の少ない地域でございます、ご案内のようにこの都市からの農村あるいは地域へのお金の流れ、これをですね、大きく期待をしてこのふるさと納税の制度ができたというふうに聞いておりました、これについては私どもも大変喜んでいるわけでありまして、やはり都市にしても相当の財源がね地方に流れてしまうということの懸念もございます。台東区としてもですね、そういう中での積極的な鹿追からのアプローチが本当に良いのかどうか、これもですね難しいところだなというふうに思っております、アンテナショップの際もですね、あまりこのふるさと納税についてはですね、アピールしなかったというのが現実でございます。私はこのふるさと納税というのは、非常にありがたい面もございまして、これにですね、あまり過度な期待を寄せての私はまちづくりというのは正直申し上げて今まで行なっていないということでありまして、ご案内のように新聞等々でも最近また厳しい規制の問題が出ている中でですね、大変大きな歳入を得ているところもございまして、私は節度あるふるさと納税のあり方、本来の本当にその町に応援をしたいという趣旨にのっとってのものであり、なおかつお返しについてもその範ちゅうでのですね、あり方が適当ではないかというふうに考えておりました、本町が今行なっている状況についてはその範ちゅうでやっているつもりでありますので、これをさらにさらにですね、ということには基本的になっていかないのではないかというふうに考えておりますけれども、ご理解をいただければというふうに思っております。それから3つ目のSNS投稿キャンペーンについてであります。現在外国人を含めた若い

世代においては、インスタグラムやフェイスブックにより旅先を決める観光客が増えてきていることで、ハッシュタグ（#）を付けて検索をしてもらうことで多くの方に認知をしてもらえる利点、自治体としてはアカウントの認知度を知るツールとして活用できること、さらに投稿により自治体の新たな魅力の発見につながっていくとされる事例もございます。町としてもですね、各課が持つ情報を発信するために、役場組織全体で実用に向け検討していかなければならないというふうに考えておりして、これは今総務課を中心にしてですね、そういう話もさせていただいているところであります。さらにあの9月の11日でありますけれども、瓜幕中学校総合学習の時間、新地球学の中でですね、中学生3年の子どもたちから鹿追町活性化させるための提案としてプレゼンがございまして、私もぜひ見てほしいということでお招きをいただいたわけでありまして、COCOARを活用した・・・についての発表がございまして、私としてはこういう提案もですね、十分に理解していきたいというふうに考えているところでございます。4つ目のキャンピングカーの誘致についてでありますけれども、道の駅しかおいは平成16年にドライバーの立ち寄るトイレ、休憩施設として設置され、その後、直売所を併設をして観光客を取り込み、さらに観光案内所の機能を持たせ現在に至っております。駐車場では、ご指摘の通りキャンピングカーや自家用車による車中泊をされている様子が時々見受けられております。道の駅での宿泊については、全国的にも賛否があるところでありまして、料金を徴収し車中泊を公認するRVパークとして対応を検討している道の駅もあると聞いているところでございます。町としては、一時期において車中泊による問題を抱えたことがございます。しかしいろいろと車中泊をされている方にも注意点等々ご案内をさせていただきまして、これらの問題も今現在はないというふうに考えております。新たなトラブルというそういうようなことは聞いておりませんし、ただ、どんどんとですね、車中泊を認めてこの道の駅をということに本当になるのかどうか、そのことがですね、本当に旅行者には適当かというふうに思いますけれども、もしそのことによって本町がまちおこしのひとつというふうに考えるならば、そのあり方についてですね、十分検討する必要があるだろうというふうに思っております。また、提案をいただきましたトリムセンターの浴場、農協のコインランドリー等々の情報についても、これもすでにですね、「とち鹿追町まちめぐりマップ」等々でもご案内をしているところでありますので、ご理解をいただければと。それからトイレ西側のドッグランでありますけれども、これもあの本当はもう少し大きな場所をですね、設定をしたいというふうに考えていたところでありますけれども、とりあえず本町と

してどのくらいの利用者があるのか検証する意味もあって今のところにですね、簡易的なものを作ったわけでありましてけれども、これについてはこれまでの利用状況等々把握をして、その必要性について検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。以上4点について答弁をさせていただきましたけれども、いずれもですね、非常に貴重なご意見というふうに考えておりますので、本町の地域活性化に大いにつながることにについては積極的に私どもも採用させていただいて、進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

ここで暫時休憩といたします。再開は10分後の11時15分とします。

休憩 11時05分

再開 11時15分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。再質問ありますか。山口優子議員。

○1番（山口優子）

まずは1番の朝ドラのロケ地についてのことなんですけれども、町長のご答弁の中で、ドラマに出てくる山田天陽という人物が本当に神田日勝をモデルとした人物なのか、もしかしたらそうではないかもしれないということで、確信を持ってから取り組んでいきたい、検討したいというお話でしたけれども、私は6月20日に出た十勝毎日新聞の中で日勝がモデルであるということが話題に決着したというふうに載っていましたので、この中で山田天陽役の吉沢亮さんが明かしたと。また、磯さんというNHKの制作統括も日勝の半生を参考にしていると明言し、ドラマの時代と日勝が生きた時代が同じで、日勝の生き方を参考にしながらフィクション的要素を加えて山田天陽というキャラクターを作ったと話たというふうに勝毎に載っていましたので、このことについてはそうであると考えて、その心積もりで町としては準備をして、もちろんそのNHKの側に確認を取ってですね、公開できない情報はあるでしょうし、公開できることは何なのか。町としてこれを観光資源としてこの程度の活用ならできるといようなことも含めて確認をして活用をしていただけたらと思います。今ロケ地を誘致するという事は、多くの自治体や観光協会で一生涯懸命テレビや映画のロケ地を誘致しようというふうに活動している状況です。申しましたロケ地マップというようなものと申しまして、1枚もののチラシみたいな、例えば白

黒の印刷でも構わないですし、そういったチラシのようなものでも十分かと思います。例えばその町内は畑や酪農家さんたくさんあるので、防疫の関係で立ち入れないというような場所もたくさんあります。しかし、そういった防疫の関係で立ち入れないなら立ち入れないと、そのことをきちんと観光客の方に周知することも必要だと思えますし、例えばここは酪農家の個人のおうちなので立ち入ることはできませんけれども、こちらの観光牧場でしたら酪農の体験ができますよとか、チーズだったらここで買えますよというふうに誘導することはできるのではないかと思います。神田日勝の件に関してですけれども、8月31日に行われた十勝総合振興局の三井局長の「観光による地域づくりの講演会」のお話の中でも三井局長が神田日勝に対して思った疑問や印象を観光客の人が確かめに来ますよと講演でおっしゃっていました。私としてはもうぜひこのチャンスを神田日勝の知名度の向上ですとか、鹿追町の知名度の向上、観光客の増加というのにぜひつなげてほしいと思います。今鹿追町に神田日勝の奥さまや娘さんが町内に住んでいらっしゃると。娘さんも絵を描かれていて、その作品もとても素晴らしいものですね、もちろん奥さまや娘さんご本人のご意向もあるでしょうけれども、お話を聞けるとか、奥さまとお話ができるとかそういうことはすごいことだと思うんです。もちろんご本人のご意向をお伺いしたうえでそういった協力もお願いすることはできるのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

お答えさせていただきたいと思います。まず、神田日勝と山田天陽という関係でございますけれども、私もいろいろネットでしかないんですが、いろいろ調べさせていただきまして、その中では「公認？」とクエッションマークが付くところが多かったのと、はっきり書かれているところも、つい先ほどなんですけどちょっと見たところもありまして、そのへんは山口議員のご指摘のとおりですね、今後観光に活用していけるように進めていきたいというふうに思っております。それからマップにつきましても、今こちらの方で考えておりますのは、そのロケ地単独でのマップというよりは、今ある観光のマップに併せて加えるような形で、両面で観光につなげられるようなものにできないかということで今考えてございます。もちろん、先ほどおっしゃった白黒1枚でもというところも併せましてこれから進めていきたいというふうに思っております。それから、日勝さんの奥さん、娘さんという点でございますけれども、やはりこれはやはりおっしゃったとおりご本人さん

と協議のうえですていかないとまたご迷惑がかかる場合、その当人だけではなく、その地域の方に影響することも考えられますので、十分考慮して進めたいと思います。以上です。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

ぜひお願いしたいと思います。2番のふるさと納税者の増加という点ですけれども、町長のご答弁の中ではふるさと納税の本来の制度のあり方を鑑み、節度ある範囲でさらにさらさらというふうには考えていないというようなご答弁でした。私はふるさと納税にもっと力を入れてほしいと思っています。ふるさと納税は、わが町のような小規模の自治体に向けた施策だと思っています。自治体は寄附者の志に応えられるような施策を目指し、そしてその自治体として選んでもらう自治体としてふさわしい地域のあり方を模索するというようなふるさと納税の仕組みかなと思います。もちろん総務省の通達どおり自治体の地場の特産品を使う、高額の返礼品はやめて返礼品合戦になるようなものはやめて寄附額の3割をめどにするというその通達は守って当然、守るべき通達だと思いますけれども、その通達の範囲の中でもっと工夫してもっと努力してふるさと納税をする先の自治体として選んでもらうためにもっと力を入れてほしいと思っています。そのために通告書の中でもいくつか提案もさせていただきましたけれども、実際に鹿追町にふるさと納税をした私の友達が申ししていましたのは、お肉がすごくおいしかったと言っていました。私も返礼品として鹿追町が送っているものは自信を持ってお勧めできる、ものすごく良い物だと思います。それですけれどもやはりリピーター全体の額がそこまで伸びていないというのは商品に問題があるというのではなくて、PRの方に課題があるのではないかと考えています。そういったリピーターになってもらえていない、いろいろな自治体が力を入れている中で納税者の寄附者の取り合いになっているというのはもちろん私も承知していますけれども、鹿追町にもっと納税額が増やせれると思いますし、リピーターになっていただけないという点に何かあるのかと思いますが、人気商品の移り変わりやランキングやそういった寄附者の意向など調査している点があればお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

まずあの人気のランキングということでございますが、やはりふるさとチョイスとかで

見ますと、やはり上位には肉関係というのが多くなってございます。その全体に通して他のものがどのぐらいというのはそこまでは出ておりませんが、そのへんですね、ご指摘のとおりPRについても今後ちょっと再考いたしましていきたいなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

よろしいですか。山口議員。

○1番（山口優子）

ふるさとチョイスのホームページには、このようにこだわりがある牛肉ですよとかそういった説明があるんですけども、鹿追町の町のホームページのふるさと納税のページにはそういった説明がないので、町のホームページに載せている写真とかもですね、パックの写真を上から撮ったものを1枚だけ載せるというような形ではなくて、もう少し数枚、お肉でしたら調理例ですとか、広告の用語でシズル感のある写真というふうに申しますけれども、そういった写真を撮り直して載せてみるとか、そういう点も考慮してほしいと思ひます。最初のご答弁の中で2万円以上寄附した方に抽選で当たる鹿追招待事業のお話がありましたけれども、これも2万円以上寄附するならば、抽選に参加できるならそれだったら2万円以上寄附しようかなと思つたという人の割合など、そういう検証も必要かと思ひます。先ほど600万を超える招待事業の効果があつたということですが、鹿追招待事業自体には800万かけました。もちろんこういった広告が単純に費用対効果を図れないものであるということは私も重々理解してはいますが、やはりその効果の検証をしないことには次の一手も図っていけないかと思ひますし、もし効果があつたのであれば続けていくことも必要だと思ひます。その場その場で今年はこんなことをやってみよう、来年はこういうことをやってみようというふうに工夫していろいろやってみて、その中でどういったものが効果的なのか、そういうことをいろいろ検証しながら、模索しながら進めていくしかないのかなと思ひます。ターゲットですけれども、私はその台東区は十分大きなターゲット層として考えられると思ひますし、例えばその台東区の方、東京圏の方に絞るのであれば涼しい北海道鹿追町に避暑に来ませんかという、夏に避暑のツアーを提案をすとか、夏休みに子どもを連れて子どもと酪農体験をしませんかとか、また冬でしたら冬にコタン作りのボランティアの体験をしませんかとか、そういう呼び掛けはいくらでもできるかと思ひます。これも3割の寄附の返礼品の上限は守らないといけませんけれども、例えば30万寄附してくれた人に対し10万の返礼品ということであれば何ら

問題はないので、そういうコースというかラインナップをたくさん揃えるということも検討していただければと思いますが、それに例えばターゲットを札幌の人に絞るのであれば、鹿追町に健康増進のツアーに来ていただくとか、ジオツアーに来ていただく、ダイエットのためのツアーに来ていただくとかはどうかと考えました。例えばダイエットのツアーとかでも、ジオサイトを徒歩で歩いて巡って勉強してもらって、鹿追町には食生活改善協議会の食改さんの皆さんがいらっしゃるので、そういった方と一緒に調理実習をしたり、栄養について学んだりというようなそういうコースも考えられると思いますし、湯治のツアーなんかも考えられると思います。ふるさと納税の返礼品としてたくさんツアーを考えてはどうかと思うんですが、そのあたりを伺います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

まず町のホームページについての記載でございますが、ふるさとチョイスとちよつと足りない部分があるというご指摘でございましたので、そのへんですね、ちよつとまたこれから担当と見直しをしていきたいというふうに思います。それから写真の撮り方でございますけれども、これもいろいろ検討委員会の中でも出てきている場合もございます、そちらのほうもですね併せて写真について差し替え等できるかどうかそちらの方も考えていきたいというふうに思います。それからツアーの検証ですね、ありがとうツアー等の検証についても細かいところまで今していないところでございますので、そのへんですね、実際どうだったのかというところも併せて検証のほうしていきたいというふうに思います。それから台東区への呼び掛けということでございますけれども、これも町長の答弁等ありましたけれども、積極的にするかどうかっていうところも併せまして検討させていただきたいというふうに思います。それからツアーを返礼品として取り上げたらどうかということでございますが、金額等、先ほど言ったように金額等のことがございますので、何が可能なのか、どういうことが扱えるのかというところをこれから検証させていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

やはりふるさと納税は継続的に応援してもらうにはどうすれば良いかということがポイ

ントになってくると思いますので、2年連続、3年連続の方にプレミアを付けるとかそういったことも考えられるのではないかと思います。3番のSNS投稿キャンペーンをしてはということもつながるんですけども、ふるさと納税、鹿追町にふるさと納税をしたらこんな返礼品がもらえてとてもおいしかったというような、そういう投稿をお願いするということも考えられるかなと思います。私いろいろ申しましたけれども、役場の職員さんの中にもいろいろアイデア持っている方っていうのはいらっしゃるんじゃないかと思います。職員さんの中からアイデアを募集してみてもどうかと思いますがいかがですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

そういう方面に詳しい職員も多々いるかと思えます。その方々のご意見もいろいろ伺いながらですね、実用に向けて検討させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

私は町内の畑の中を真っすぐに伸びている一本道ですとか、そういった資産も活用してはと思いますし、また然別湖や然別湖のコタン、これ本当に素晴らしくきれいで、もっともっと評価されて良いと思っていますし、もっと有名になって観光客が押し寄せて来るだけの力があると思っていますので、ぜひよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで山口優子議員の質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

散会 11時35分

平成30年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成30年 9月20日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 認定第 1号 平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

日程 2 認定第 2号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程 3 認定第 3号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程 4 認定第 4号 平成29年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程 5 認定第 5号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程 6 認定第 6号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程 7 認定第 7号 平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

[平成29年度鹿追町各会計決算審査特別委員長報告]

日程 8 議案第 65号 然別湖畔浄化センター機器更新工事その5請負契約について

日程 9 同意第 2号 鹿追町教育委員会委員の任命について

日程10 同意第 3号 鹿追町公平委員会委員の選任について

日程11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程12 委員会の閉会中の継続調査申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 山口 優子議員	2番 武藤 敦則議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 吉田 稔議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉 田 弘 志
農業委員会会長	菊 池 輝 夫
教育委員会教育長	大 井 和 行
代表監査委員	野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	喜 井 知 己
企 画 財 政 課 長	渡 辺 雅 人
町 民 課 長	菊 池 光 浩
福 祉 課 長	佐々木 康 人
農 業 振 興 課 長	菅 原 義 正
商 工 観 光 課 長	富 樫 靖
建 設 水 道 課 長	櫻 庭 力
子 育 て ス マ イ ル 課 長	松 井 裕 二
ジ オ パ ー ク 推 進 室 長	黒 井 敦 志
瓜 幕 支 所 長	城 石 賢 一
病 院 事 務 長	平 山 宏 照
消 防 署 長	内 海 卓 実
会 計 管 理 者	葛 西 浩 二
総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	津 川 修

企画財政課財政係長 武者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 草野 礼 行

社会教育課長 浅野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 坂 井 克 巳

書 記 高 瀬 俊 一

平成30年 9月20日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

-
- 日程1 認定第1号 平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程2 認定第2号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程3 認定第3号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程4 認定第4号 平成29年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程5 認定第5号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 認定第6号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 認定第7号 平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（埴淵賢治）

日程1、認定第1号、平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程2、認定第2号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程3、認定第3号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程4、認定第4号、平成29年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程5、認定第5号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程6、認定第6号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程7、認定第7号、平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、以上7件、関連がありますので一括議題とします。本案は、平成30年9月6日開催の第3回定例会本会議初日において議題となり、平成29年度各会計決算審査特別委員会に付託されたものです。その後審査を終了し、議長に対し平成30年9月18日付けをもって審査終了の報告がありました。ここで平成29年度各会計決算審査特別委員会、安藤委員長より報告を求めます。安藤幹夫委員長。

○10番（安藤幹夫）

平成29年度鹿追町各会計決算審査特別委員会審査報告書、本委員会に付託された上記事件は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、認定第1号、件名、平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、認定第2号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、認定第3号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、認定第4号、平成29年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、認定第5号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、認定第6号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、認定第7号、平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、以上、報告いたします。

○議長（埴淵賢治）

ここでお諮りします。本案は平成29年度各会計決算審査特別委員会で審査されたものであります。各認定議件への質疑と討論は省略し、各議件ごとに採決をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各議件ごとの質疑と討論を省略し、直ちに採決を行います。

認定第1号、平成29年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、平成29年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程8 議案第65号 然別湖畔浄化センター機器更新工事その5請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程8、議案第65号、然別湖畔浄化センター機器更新工事その5請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第65号は、然別湖畔浄化センター機器更新工事その5請負契約についてでありま

す。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、然別湖畔浄化センター機器更新工事その5であります。契約の方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は日立造船株式会社北海道支社、オルガノ株式会社北海道支店、北海道富士電機株式会社、株式会社東日本計装、株式会社西原環境北海道支店、以上5社を指名し9月14日に入札いたしました結果、入札金額を1億2,258万円といたします札幌市東区北6条東3丁目3番地1、株式会社西原環境北海道支店、支店長、米山稔夫氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。なお落札率は97.4%であります。以上、然別湖畔浄化センター機器更新工事その5請負契約についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第65号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程9 同意第2号 鹿追町教育委員会委員の任命について

○議長（埴淵賢治）

日程9、同意第2号、鹿追町教育委員会委員の任命についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩いたします。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第2号、鹿追町教育委員会委員の任命についてであります。次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同意を求めたい者については、住所、鹿追町元町1丁目54番地5、氏名、河邊美佳、昭和45年12月6日生まれであります。今、履歴書等についてお渡しをしましたがけれども、鹿追町教育委員会委員として、今、任期中の河邊美佳氏については平成30年9月30日で任期満了となりますので、ご案内のように氏については非常に教育行政にも経験豊かということで引き続き委員としてのご推薦を申し上げたいのでご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程10 同意第3号 鹿追町公平委員会委員の選任について

○議長（埴淵賢治）

日程10、同意第3号、鹿追町公平委員会委員の選任についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩といたします。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第3号についてご説明申し上げます。鹿追町公平委員会委員の選任についてであります。次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記として住所、鹿追町元町1丁目54番地3、氏名、井上ユキ子、昭和18年11月18日生まれであります。井上ユキ子氏については平成30年9月30日をもって公平委員の任期満了となるわけであります。これまで経験豊かで非常に人格高潔でありまして、公平委員として適任とこのように考えておりますので、引き続き公平委員として選任をいただきたく同意を求めるものであります。以上、説明に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（埴淵賢治）

日程11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩といたします。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩に引き続き会議を再開します。

ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

諮問第1号についてご説明をいたします。人権擁護委員候補の推薦であります。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、議会の意見を求めるものであります。記として住所、鹿追町笹川北8線11番地5、氏名、林芳子、昭和22年4月22日生ま

れの者であります。任期については31年1月1日から33年12月31日までの3年間
でありますけれども、人権擁護委員については法務省の指名ということになるわけであり
まして、議会としての意見を求めるものであります。履歴書のと通りの経験を持っている
者でありますので引き続き推薦をいただきたく意見を求めたいというふうに思います。よ
ろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いた
したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は適任という意見を付することに決定をいたしました。

日程12 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（埴淵賢治）

日程12、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委
員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長
から、会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出が
ありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定
しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成30年第3回鹿追町定例議会終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたい

と思います。9月6日から本日まで15日間にわたって今回の定例議会が開催をされたわけでありまして、この間には条例の一部改正あるいは補正予算、そして本日、決定、ご承認をいただきました決算審査、7会計についての協議をいただいたわけでありまして、この16日間の中で議員の皆さま方から非常に示唆に富んだ真摯なご意見等々たくさんいただきました。それぞれのご意見についてはしっかりと受け止めてですね今後内部検討し、速やかに実行できるものについては実行していきたい。改めるべきは改めていきたい。このように考えておりますので今後ともよろしくご指導をいただきたいと思っております。付け加えてですね今回、災害等々の資料、皆さま方に配布をしているところでありまして、内容、ご覧をいただければ時系列等々についても対応の内容について記してございますので、今後これらについてはですね北海道振興局段階でもあるいは全道の町村会等々でも今後の対策等については大所高所からの返答があるというふうに思いますが、本町の被害額についてはトータルで今現在把握をしているものはここに記しているとおりであります。約4,400万ということでございますけれどもこれらについても今後どのように措置をすべきかについては国あるいは道の指導をいただきながらなるべく必要な措置を講じていきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。以上、ごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで会議を閉じます。平成30年第3回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時27分